

制限付一般競争入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。）を行うので、政令167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和7年6月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 調達案件の名称及び数量

免許情報記録個人番号カード用端末等機器賃貸借及び保守業務 一式

(2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(3) 履行場所

入札説明書による。

(4) 契約期間等

ア 契約期間

契約締結日から令和12年9月30日（月）まで

イ 借入物品の納入期限

令和7年9月26日（金）

ウ 借入物品の賃貸借期間及び保守期間

令和7年10月1日（水）から令和12年9月30日（月）まで（60月間）

(5) 入札書の記載方法等

入札書に記載する金額は、次に掲げる費用の合計額を（4）のウの期間（60月）で月割りした1月当たりの単価（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）に、課税事業者にあつては、消費税及び地方消費税の額を含めた金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）とし、併せて内訳に消費税及び地方消費税の額を記載すること。

ア 調達案件に係る機器の設定、搬入及び設置に要する費用

イ 借入物品に係る（4）のウの期間における賃貸借料（仕様書に定める調達範囲一式の総額、賃貸借期間満了後における借入物品の撤去費、処分費その他の費用を含む。）及び保守料の総額

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、単独企業で次の（1）に掲げる要件を全て満たすもの又は第三者賃貸方式でそれぞれの役割を明確にした2者で次の（2）に掲げる要件を全て満たすものの代表である者とする。

(1) 単独企業に関する要件

ア 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

ウ 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者（競争入札参加資格の再認定の手続を行っている者を除く。）でないこと。

エ 令和6年鳥取県告示第507号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が、以下の全ての業種区分に登録されていること。

（ア） 情報処理サービスのシステム等開発・改良

（イ） 情報処理サービスのシステム等管理運営

（ウ） 事務用機器のパソコン類

オ 1の(2)の業務を履行できる者であること。

カ 鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所（以下「県内事業所」という。）を有していること。
ただし、県内事業所に従業員が常駐していることが確認できる場合に限る。

キ (2)の第三者賃貸方式によりこの入札に参加する者でないこと。

ク 鳥取県との協力、連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

(2) 第三者賃貸方式でそれぞれの役割を明確にした2者に関する要件

ア 2者それぞれが(1)のアからウまで及びクの要件を全て満たしていること。また、(1)のオの要件については、2者のうちいずれか1者が満たしている場合は、当該要件を満たすものとする。

イ 2者のうちの代表である者が競争入札参加資格を有するとともに、その業種区分が、以下の全ての業種区分に登録されていること。

(ア) 情報処理サービスのシステム等開発・改良

(イ) 情報処理サービスのシステム等管理運営

また、他の1者が競争入札参加資格を有するとともに、その業種区分が事務用機器のパソコン類に登録されていること。

ウ 2者のうち代表である者が(1)カの要件を満たしていること。

エ 本件入札において他の者との第三者賃貸方式でそれぞれの役割を明確にした2者のうちの1者でないこと。

3 契約担当部局

鳥取県警察本部警務部会計課

4 入札手続等

(1) 入札に関する問合せ先

〒680-8520 鳥取市東町一丁目271

鳥取県警察本部警務部会計課庶務集中室契約係

電話 0857-23-0110 (代)

(2) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で令和7年6月9日(月)から同月10日(火)までの日の午前9時から午後5時までの間に交付する。

なお、郵送による交付を希望する者は、交付期間中に(1)の担当部局へ電話により請求すること。

(3) 郵便等による入札

不可とする。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和7年7月10日(木)午後2時

イ 場所

鳥取市東町一丁目271

鳥取県警察本部入札室(鳥取県警察本部庁舎2階)

5 入札参加者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

なお、2回目以降の入札書の提出がない場合は、当該再度入札は辞退したものとみなす。

また、回数が記載されていない場合は、本件調達に対し入札書を2通以上提出した入札として無効とする。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に令和7年6月16日(月)午後5時までに持参し、又は郵便等により送付し、2の入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札参加者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は免除とする。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として入札書に記載した1月当たりの単価に60を乗じて得た額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、本件公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 入札への参加に係る一切の費用は、参加者の負担とする。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

本件公告に示した業務を確実に履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(6) 手続における交渉の有無

無

(7) その他

詳細は、入札説明書による。